

令和2年8月3日

厚生常任委員会報告資料

健康医療局

目 次

ページ

- 1 本庁機関の再編について 1
- 2 新型コロナウイルス感染症について..... 2
- 3 医療用防護マスクの買入れについて..... 6

1 本庁機関の再編について

(1) 再編の趣旨

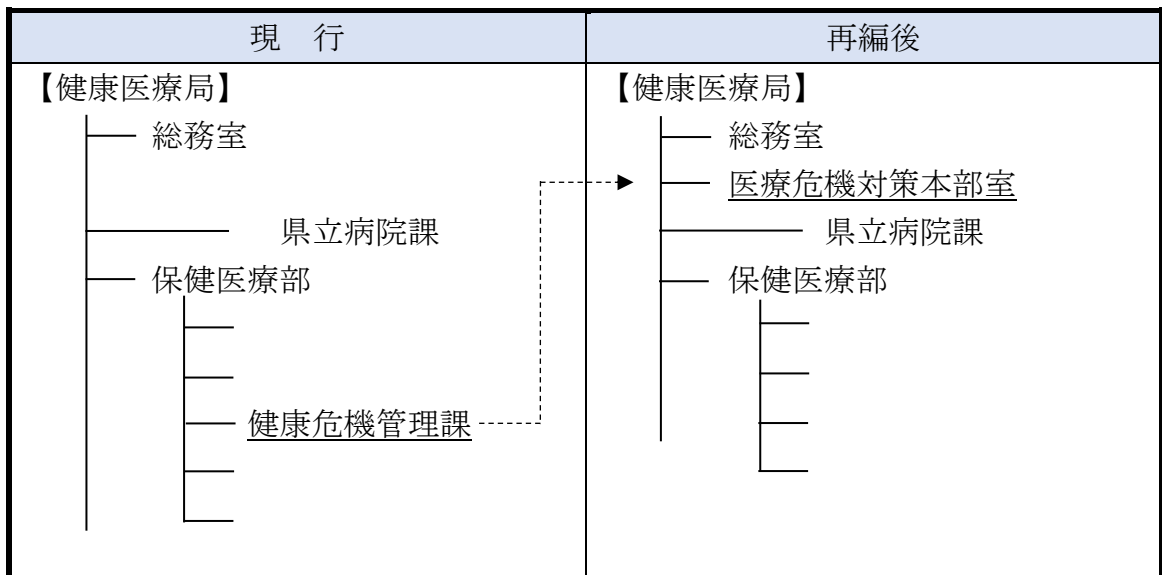
新型コロナウイルス感染症に的確に対応し、医療崩壊を防止する医療提供体制「神奈川モデル」の安定的運営を図るため、新たな組織を設置し、体制を強化する。

(2) これまでの新型コロナウイルス感染症に対する全庁的な対応体制

- 1月15日 県内で国内初の感染者確認
- 1月16日 危機管理対策会議開催
- 2月26日 危機管理対策本部設置
- 3月2日 同本部内に、新型コロナウイルス感染症対策部会設置
- 3月16日 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部設置
- 3月24日 同本部内に医療提供体制部門として統制部（調整本部）を設置
- 3月26日 政府対策本部設置に伴い、コロナ特措法に基づく対策本部に移行

(3) 再編の内容

新型コロナウイルス感染症の更なる感染拡大に対応するとともに、自然災害との「複合災害」への対応やインフルエンザなど既存の感染症対策との調整を一層強化するため、健康医療局に部相当の室として医療危機対策本部室を設置し、健康危機管理課は廃止する。



(4) 再編の時期

令和2年8月1日

2 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症について、現在の発生状況や医療提供体制、検査体制等を報告する。

(1) 感染者の発生状況

7月29日時点で、県内における感染者は、クルーズ船における感染者等を除き、2,356名となっている。

県内の症状別の発生状況（7月29日現在）

入院				宿泊施設療養	自宅療養	死亡
	重症	中等症	軽症・無症状			
135名	10名	100名	25名	103名	65名	99名

(2) 医療提供体制等

ア 神奈川警戒アラート

7月17日に、神奈川警戒アラートの発動基準である「本県の人口で再計算をした週平均1日あたり新規陽性患者数33人（直近7日間の新規陽性患者数の累計230人）」を超えたことから、神奈川警戒アラートを発動した。

今回のアラートでは、現在、重症・中等症の患者に対応するために確保している病床に対して、入院患者数は少ないことから、医療機関に対して、病床拡大の要請を行わない。病床拡大については、入院患者数の動向を踏まえ、入院者が150人程度となった時期を目安に医療機関に対して、病床拡大の要請を検討する。

（新規陽性患者数の推移）

日付(24日～30日)	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日
新規陽性患者数	38.43	34.0	34.43	34.86	35.29	35.57	38.86

※新規陽性患者数は全体の傾向を見る趣旨から、過去7日間の移動平均値として算出

（病床の確保状況）

	対象	即応病床数	確保病床数(拡大時)
高度医療機関	重症 (人工呼吸器等が必要)	40	100
重点医療機関	中等症 (酸素吸入等が必要)	260	550
重点医療機関 協力病院	疑似症、軽症等	350	450
計		650	1,100

イ 宿泊療養施設

(7) 現在の体制（7月29日現在）

区分	室数・床数	利用者数
湘南国際村センター	95 室	43 人
アパホテル&リゾート<横浜ベイタワー>	2,188 室	17 人
横浜市宿泊療養施設	163 室	24 人
相模原宿泊療養施設	40 室	19 人
合計	2,486 室	103 人

(イ) 今後の体制

アパホテル&リゾート<横浜ベイタワー>については、8月末までに消毒や原状復帰などを行う必要があるため、8月6日までの利用となる。

そこで、新たな宿泊療養施設を確保する。

名称・所在地 アパホテル<横浜関内>（横浜市中区）

室数 451 室（利用可能室数はゾーニング後に決定）

利用開始日 8月7日（予定）

(3) 検査体制

検体採取及び検査能力の両面について、順次、拡充を図っている。

ア 検体採取

帰国者・接触者外来 57 か所

地域外来・検査センター 26 か所

イ 検査能力

区分	検査能力(1日)	備考
県・市衛生研究所	約 700 件	県・6 保健所設置市の検査能力の合計
民間検査機関	約 2,420 件	
医療機関等	約 1,090 件	
計	約 4,210 件	ピーク時の検査需要見通しは約 3,710 件

※厚生労働省6月29日発出『「新型コロナウイルス感染症に関するPCR等の検査体制の強化に向けた指針」に基づく点検状況のフォローアップについて新型コロナウイルス感染症の検査について』6保健所設置市と県域分とりまとめ結果

また、スマートアンプ法を活用した迅速検出法をパッケージ化した機器では、約1時間で24検体の検査が可能となる。

ウ 検査の実施状況（7月29日現在延人数）

区分	人数	備考
県・市衛生研究所	17,863人	県・5市衛生研究所の合計
検査センター・医療機関等	47,181人	検査センターから民間機関に委託された検査を含む
合計	65,044人	

（直近の実施状況）

	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日
検査人数（人）	1148	368	467	446	1057	2145	1807
新規陽性患者数	40.57	38.43	34.0	34.43	34.86	35.29	35.57
陽性率（％）	3.33	3.60	3.37	3.33	3.33	3.31	3.35

※検査人数：地方衛生研究所、検査センター等で実施したPCR等検査人数を計上

※新規陽性患者数：全体の傾向を見る趣旨から、過去7日間の移動平均値として算出

※検査陽性率：1週間の公表された患者数を地方衛生研究所、検査センター等で実施したPCR・抗原検査の1週間の人数で除したもの

エ 検査の実施状況等の把握方法

検査の実施状況等については、基本的に県及び市の地方衛生研究所が行う行政検査について把握し公表してきたが、医療機関等が保険適用で実施する検査数が増えてきたため、県がこれらの検査数を併せて把握、公表することとした。

（集計方法）

行政検査：県衛生研究所及び市衛生研究所の検査数を集計

検査センター：県保健福祉事務所及び保健所設置市の検査数を集計

医療機関：政府のG-MIS（新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム）から、医療機関が直接入力している検査数を集計

オ 検査の拡大実施

（7）基本的な考え方

感染の第2波に備え、感染の拡大を早期に封じ込めるため、感染リスクの高い場所や人については、濃厚接触者以外にも検査対象を拡大する集中検査を行うなど、PCR検査等を戦略的に拡大する。

参考：厚労省Q&A（7月15日）において、行政検査の対象者として「関連性が明らかでない患者が少なくとも複数発生しているなど、検査前確率が高いと考えられ、かつ、濃厚接触を生じやすいなど、クラスター連鎖が生じやすいと考えられる状況にあると認められる場合」が該当すると明示された。

（イ）集中検査の想定対象

これまでの発生事例を踏まえ、「医療機関・福祉施設」、「学校・幼稚園・保育所」及び「市中クラスター連鎖が生じやすい場所」については、濃厚接触者だけでなく、同じ施設の利用者やスタッフ等にもPCR

検査等を実施する。

(ウ) 集中検査のオペレーション

a 医療機関・福祉施設

重篤化の懸念があることから、早期の封じ込めが必要であるため、感染者の人数にかかわらず、発生届受理後、速やかにC-CATを投入するほか、必要に応じて、訪問型検体採取による施設内関係者の集中的PCR検査を実施する。

b 学校・幼稚園・保育所

対象者の総数が多く、広域的な感染拡大も懸念されるため、感染者の動向や学校施設の状況を勘案して、濃厚接触者の範囲を拡大的にとらえ、必要に応じて訪問型検体採取による施設内関係者の集中的PCR検査を実施する。

c 市中クラスター連鎖が生じやすい場所

(a) 風営法接待飲食店

警察との連携による検査受検の呼びかけを実施するとともに、濃厚接触者の範囲を拡大的にとらえて、店舗への訪問型検体採取による施設内関係者の集中的PCR検査を実施する。

訪問型の検査に応じがたい受検希望者に対応するため、特定の検体採取箇所(非公表、個別に相談窓口での案内のみ)を設置する。

(b) 劇場・ライブハウス等

濃厚接触者の範囲を拡大的にとらえて、必要に応じて、訪問型検体採取による施設内関係者の集中的PCR検査を実施する。

(イ) 政策的事業として県が費用負担を行う考え方

大規模クラスター発生時・災害発生時には、集中検査が必要となるが、短時間で多数の検体検査が可能なスマートアンプ法新型検査機器は、その有用性が期待されるため、県としても普及・活用を後押ししていく。

普及・活用に向けては、クラスター発生の可能性がある施設等を対象として、オペレーションの実践も兼ねた実証実験を政策的事業として行う。予算措置までに緊急実施する必要があるものについては、予備費による執行も検討する。

3 医療用防護マスクの買入れについて

7月7日の厚生常任委員会において報告した医療用防護マスクの買入れについて、その後の状況を報告する。

(1) 経緯

月 日	事 項
4月16日	物品売買契約締結（納入期限：4月29日）
4月30日 5月7日	物品の納入
5月25日	第三者機関による納入物品の検査（性能及び評価試験）を実施
6月3日	第三者機関から検査結果書を受領 【検査結果概要】検査対象のサンプル8枚中、5枚がN95相当の機能を有していない
6月29日	・ 前回納入分を受注者が全量引き取り ・ 新たに50万枚が納入
6月30日	再度、第三者機関による納入物品の検査（性能及び評価試験）を実施
7月8日	第三者機関から検査結果書を受領 【検査結果概要】検査対象のサンプル13枚中、13枚がN95相当の機能を有する
7月9日	越洋通商（株）に対し、履行遅滞に伴う違約金468,356円を請求（7月29日納付期限）
7月28日	違約金について、入金を確認

(2) 今後の対応

再納入された医療用防護マスクは、N95相当の機能を有していることが確認できたことから、当面は県で保管し、今後、医療機関の状況を確認しながら必要に応じ、順次配布していきます。